

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、当社の親会社であるアルプス電気(株)を中心としたアルプスグループに属しており、車載情報機器事業を行っています。アルプスグループでは、コーポレート・ガバナンスの定義を「企業価値を増大するため、経営層による適正かつ効率的な意思決定と業務執行、並びにステークホルダーに対する迅速な結果報告、及び健全かつ効率的で透明性のある経営を実現する仕組みの構築・運用」としています。株主をはじめ、全てのステークホルダーの利益最大化が重要と考え、企業価値の最大化を図り、かつステークホルダー間の利益をバランスよく満たし、その利益を直接又は間接的に還元することを基本としています。

また当社グループはアルプスグループの一員として、公共的・社会的使命(CSR)を果たすべく、アルプスグループの創業の精神を表す「社訓」をグループ経営及びCSRの原点と位置付け、経営の健全性の確保や効率性の向上を図り、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に取り組んでいます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
アルプス電気株式会社	28,215,417	40.43
STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OM04 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	3,484,479	4.99
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	2,585,000	3.70
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,273,655	1.83
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,244,501	1.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,168,700	1.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,016,600	1.46
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	881,341	1.26
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10 (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	803,279	1.15
MELLON BANK, N. A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	747,700	1.07

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	アルプス電気株式会社(上場:東京)(コード)6770

補足説明 更新

次の法人から、大量保有報告書の写しの送付があり、次のとおり株式を保有している旨の報告を受けていますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができません。なお、大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりです。

氏名又は名称:

ブラチナム・インベストメント・マネージメント・リミテッド

住所:

Level 8, 7 Macquarie Place, Sydney NSW 2000, Australia

提出日(報告義務発生日):

平成27年5月26日(平成27年5月19日)

保有株券等の数(株):

株券 4,467,971

株券等保有割合(%):

6.40

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社の支配株主は親会社であるアルプス電気(株)であり、当社の議決権の41.00%(間接所有割合含む)を所有し、親会社の取締役1名が当社の取締役を兼務しています。アルプスグループ各社との取引については、市場価格をベースとし、親子関係を利用した不当な値引き要求や過大評価等を自主的に規制し、公正な価格で取引を行っています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社グループでは、アルプスグループのコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方のもと、アルプスグループの経営規定、コンプライアンス憲章及び環境憲章を制定し、グループ全体の体制整備に努めています。また、親会社であるアルプス電気(株)と、「グループの運営及び管理に関する契約書」を結び、グループの連携を強化する一方、自主性尊重のもと、自ら経営計画を立案して業績管理を行うなど自立した経営判断のもとに事業活動を展開しています。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
長谷川 聡子	弁護士													○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 k その他

会社との関係(2) **更新**

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長谷川 聡子	○	潮見坂総合法律事務所パートナー(株)朝日ネット(社外取締役)	同氏は、長年にわたり弁護士として法律実務に携わるとともに、培われた専門的な知識・経験と幅広い見識を有しており、独立した立場から取締役会の運営及び取締役の業務執行に関して、適切な監督を行うことができると考えています。 また、当社は社外取締役を選任するための会社からの独立性に関する基準又は方針を定めていないものの、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同取引所に独立役員として届出しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数 更新	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

監査役は、内部監査部門、会計監査人及び、経理部門等と緊密な連携を保つため、定期的に監査業務連絡会を開催し意見交換するなど、監査が実効的に行われる体制を確保しています。

監査役は、当社の内部監査部門である内部監査室とともに当社及び国内外の関係会社を含めた業務の有効性及び効率性を検証・評価する内部

監査を実施しています。監査結果は、定期的に代表取締役へ報告するなど牽制機能の充実を図るとともに業務改善提案を行っています。また、アルプスグループとしてのグループ監査連絡会等において、内部監査の実施状況などの監査情報および課題を共有化しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
小島 秀雄	公認会計士														○
柳田 直樹	弁護士										○				○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小島 秀雄	○	住友重機械工業(株)(社外監査役) (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ(社外監査役)	同氏は、その経歴を通じて培った豊富な経験と公認会計士としての専門的な知識や幅広い見識を有しており、実効性のある適法性監査を含めた適切な監査を行うことができると考えています。 また、当社は社外監査役を選任するための会社からの独立性に関する基準又は方針を定めていないものの、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同取引所に独立役員として届出しています。
柳田 直樹		柳田国際法律事務所パートナー 損保ジャパン日本興亜ホールディングス(株)(社外監査役)	同氏は、長年にわたり弁護士として法律実務に携わるとともに、培われた専門的な知識・経験と幅広い見識を有しており、実効性のある適法性監査を含めた適切な監査を行うことができると考えています。 同氏と当社との間には人的関係、資本的關係又は一般株主と利益相反が生じるおそれのある取引関係、その他の利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬制度については、後述の「【取締役報酬関係】報酬の額又はその算出方法の決定方針の開示内容」に記載の通りです。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

ストック・オプションの内容は、後述の「【取締役報酬関係】報酬の額又はその算出方法の決定方針の開示内容」に記載の通りです。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

平成27年3月期における役員報酬等の内容は以下のとおりです。

- ・取締役及び監査役の報酬等の額
- 取締役(社外取締役を除く)11名 311百万円(うち、基本報酬:211百万円、賞与:67百万円、ストック・オプション:32百万円)
- 社外取締役 1名 6百万円(うち、基本報酬:6百万円)
- 監査役(社外監査役を除く)2名 23百万円(うち、基本報酬:23百万円)
- 社外監査役 3名 9百万円(うち、基本報酬:9百万円)

- (注)
1. 取締役の支給額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれていません。
 2. 当事業年度末日の役員は社外取締役を除く取締役10名、社外取締役1名、社外監査役を除く監査役1名、社外監査役2名です。
 3. 上記の賞与は当事業年度における役員賞与引当金の繰入額です。
 4. 上記のストック・オプションは当事業年度における費用計上額です。
 5. 平成26年6月19日開催の定時株主総会終結時をもって、取締役の退職慰労金制度を廃止しました。

報酬の額又はその算出方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算出方法の決定方針の開示内容

- (1) 報酬制度の目的

短期及び中長期の業績との連動性を重視した報酬体系により、役員の実業業績及び株価向上へ向けた行動を最大限に促進し、グループ全体の持続的な企業価値の向上を図ります。
- (2) 報酬の構成
 - (a) 常勤取締役の報酬

基本報酬、業績連動賞与、株式報酬型ストック・オプションで構成しています。
 - (b) 非常勤取締役、社外取締役及び監査役の報酬

基本報酬のみです。
- (3) 業績連動の仕組み
 - (a) 短期業績連動の仕組み(業績連動賞与)

単年度の業績に応じて変動する仕組みとしています。
 - (b) 中長期業績連動の仕組み(株式報酬型ストック・オプション)

役位別に定めるストック・オプション報酬額に応じて、付与時の価値から算出した株数の株式報酬型ストック・オプションを付与しています。これは、実質的な自社株の支給と同等の効果があるストック・オプションで、当社株式の株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主と共有する仕組みです。この仕組みを導入することにより、当該役員の実業向上及び株価上昇に対する意欲や士気を一層高めることを目的としています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役が、独立した立場から経営への監視と監督を的確かつ有効に実行できるように、経営企画部門、内部監査部門との連携のもと、経営に関わる必要な資料の提供や事情説明を行う体制をとっています。また、その体制をスムーズに進行させるため、常勤監査役が内部監査部門と密に連携することで社内各部門からの十分な情報収集を行っています。これらを通して社外取締役、社外監査役の独立した活動を支援しています。

また、社外監査役を含む監査役の職務を補助する部署を設け、専任のスタッフを配置し、機動性を高めた監査活動が可能な体制を整備しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役・取締役会

当社の取締役会は、経営の基本方針や経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、職務執行状況の監視・監督を行う機関と位置づけています。当社の取締役は、本報告書提出日現在12名と機動的な運営が可能な規模になっています。取締役会は毎月1回の定例開催に加え、必要に応じて臨時開催を行い、重要事項を全て付議し、十分な討議を経た上で決議を行っています。なお、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めています。

また、取締役会事前確認要領に基づき、決議事項については適法性並びに経済・会計及び、税務の合理性について事前確認を行い、取締役会決議の適法性及び合理性を確保しています。

監査役・監査役会

当社の監査役は、取締役会、中期事業計画審議会その他の重要な会議に出席するほか、代表取締役との定期会合、当社の業務や財産状況の調査により、取締役の職務執行の監査を実施しています。本報告書提出日現在4名で構成され、内部監査部門、会計監査人及び、経理部門等と緊密な連携を保つため、定期的に監査業務連絡会を開催し意見交換するなど、監査が実効的に行われる体制を確保しています。

監査役会は、監査に関する重要事項の報告を受け、協議・決定を行っています。社外監査役を含む監査役の職務を補助する部署を設け、専任のスタッフを配置し、機動性を高めた監査活動が可能な体制を整備しています。

会計監査人

会計監査人については、新日本有限責任監査法人を選任しています。会計監査人は、監査役及び内部監査部門と、必要に応じ適時情報交換を行うことで相互の連携を深めています。

社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、取締役の監督機能強化のため、法律の専門家を社外取締役として1名選任しています。当該社外取締役と当社との間には人的関係、資本的関係又は一般株主と利益相反が生じるおそれのある取引関係、その他の利害関係、役員となっている会社と当社との利害関係はありません。また、当社は社外取締役を選任するための会社からの独立性に関する基準又は方針を定めていませんが、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、同取引所に独立役員として届出しています。

当社は、適法性監査の実効性を確保するための法律の専門家、並びに会計監査の実効性を確保するため会計の専門家を、社外監査役として2名選任しています。当該社外監査役と当社との間には人的関係、資本的関係又は一般株主と利益相反が生じるおそれのある取引関係、その他の利害関係、役員となっている会社と当社との利害関係はありません。また、社外監査役を選任するための会社からの独立性に関する基準又は方針を定めていませんが、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしている1名を、同取引所に独立役員として届出しています。

更に、社外取締役及び社外監査役が、独立した立場から経営への監視と監督を的確かつ有効に実行できるように、経営企画部門、内部監査部門との連携のもと、経営に関わる必要な資料の提供や事情説明を行う体制をとっています。また、その体制をスムーズに進行させるため、常勤監査役が内部監査部門と密に連携することで社内各部門からの十分な情報収集を行っています。これらを通して社外取締役、社外監査役の独立し

た活動を支援しています。

なお、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としています。

内部監査室

代表取締役社長の直轄組織として内部監査室(7名)を設置し、当社及び国内外の関係会社を含めた業務の有効性と効率性を検証・評価する内部監査を実施しています。監査結果は、定期的に代表取締役に報告するなど牽制機能の充実にともな業務改善提案を行っています。また、アルプスグループとしてのグループ監査連絡会等において、内部監査の実施状況などの監査情報および課題を共有化しています。

CSR委員会

内部統制部会、RC部会(リスクマネジメント&コンプライアンス部会)、情報管理部会、労働環境・社会部会、リスクマネジメント部会、環境管理部会、サプライチェーン部会、消費者部会の上位機関としてCSR委員会を設置し、ステークホルダーに対する企業の社会的責任を果たすべく企業倫理・社会規範を遵守した行動、及び企業ビジョン等に合った行動の推進を行います。

中期事業計画審議会

当社の取締役及び監査役の出席のもと、中期事業計画審議会を年2回開催し、当社並びに当社グループ各社の中・短期の事業計画に関する審議と情報の共有化を図った後、取締役会の承認を受ける体制になっています。そして、事業計画の重要項目については、社内規定に基づき取締役会に付議した上で、業務執行が行われています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社における経営執行上の監視・監督は、取締役会から独立した監査役会が、会計監査人や内部監査部門との緊密な連携の下、その責任を負っています。また、社外取締役を選任し、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を持たせています。

当社においては、機能別に組織体制を敷いていますが、相互の関連性と専門性が高いため、事業担当など事業に精通した取締役がお互いに意見交換を行うことにより、迅速かつ確かな意思決定や職務執行が行われています。また、互いの経営責任を明確にして相互に監督することにより、監督機能も高まると考えています。なお、今後も立法等の動向にも注意した上で、経営執行に対する監視・監督機能などの適切なあり方を引き続き、協議・検討していきます。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知を法定期日より早期である総会開催日の3週間前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は毎年、集中日を回避して株主総会を開催しており、今後もこの方針を継続する予定です。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英語版を作成し、外国人株主(海外機関投資家)に郵送すると同時に、PDFを自社ホームページ、並びにTDnetによる東証ウェブサイト及び機関投資家議決権行使サイトに掲載、議案の検討時間や情報不足の解消に努め、議決権行使の促進を図っています。
その他	株主総会は、株主に当社に関する理解を深めて頂く場と考え、製品展示を行うとともに、事業報告をナレーション付き映像で報告しています。また、総会終了後に取締役および監査役が出席する株主懇談会を開催し忌憚りの無い意見交換を行い、更なる株主価値向上に努めています。更に、議決権行使結果については、正確な賛否を把握するため、株主総会当日の出席株主に対する賛否の出口調査を実施し、この結果も含め自社ホームページで開示しています。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期および中間期(年2回)の決算説明会を開示後すみやかに開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ内にIR情報サイトを開設し、中期事業戦略や決算概要、投資関連情報の閲覧が可能となっています。また、個人投資家向けには、企業情報や製品情報等をわかり易く紹介するサイトを設けています。 (http://www.alpine.com/j/investor/index.html)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 東京事務所	
その他	報告書として、国内向けに6月と11月にアルパインレポート(決算報告書)を発行、海外投資家向けには年に1回事業報告書を発行して業績、財務報告を行っています。加えて、投資家の皆様のための様々な情報をwebサイトにて随時公開し、タイムリーな情報発信に努めています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループでは、アルプスグループのコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方のもと、アルプスグループの経営規定、コンプライアンス憲章及び環境憲章を制定し、グループ全体の体制整備に努めています。また、グローバルステークホルダーからの要求に対応するため、社会的責任に関する国際規格であるISO26000を手引きとしたCSRガイドラインを策定し、社会的責任を果たすべく活動を推進しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は企業理念の一つに「社会への貢献」を掲げております。平成9年に環境管理部会を発足し、環境保全活動に取り組んでおります。これらの活動については、平成15年度より環境報告書を作成し、環境に対する取り組み状況を、広く公開しております。 また、平成18年4月よりその活動の枠組みを拡げ、内部統制部会、RC部会(リスクマネジメント&コンプライアンス部会)、情報管理部会、労働環境・社会部会、リスクマネジメント部会、環境管理部会、サプライチェーン部会、消費者部会からなるCSR委員会を設置し、PDCAサイクルを廻しながら、ステークホルダーに対する企業の社会的責任を果たすべく活動を始めています。これらの活動の内容は、毎年CSRレポートとして、電子媒体等を通じて広く公開しています。
その他	世界中にいる従業員一人ひとりを大切な会社の財産と考え、それぞれの個性を發揮し生き生きと過ごすことのできる仕組みや環境づくりに努めています。 ・多様な人材の活用 当社では国籍・人種・年齢・性別・宗教・障がいにとわられない採用を行っており、採用後も個人の能力を最大限に發揮できる環境を積極的に整備しています。様々なバックグラウンドや個性を持った従業員を擁することは強みのひとつでもあります。従業員が持つ各々の個性を伸ばし生かすため、年に2回、「人材開発会議」を行い、次世代のアルパインを担う従業員の今後の進路や教育方針を話し合い、最適な人事ローテーションや研修内容を議論しています。 ・女性の活躍推進の取り組み 子育てをする従業員のため、産前産後休暇や育児休暇、法定期間(満3歳)を超える小学3年末まで取得可能な短時間勤務制度を設けております。 ・女性比率 従業員の女性比率 6.3%(1名) 管理職の女性比率(課長職以上・連結) 12.6%(60名)

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 内部統制システムについての基本的な考え方

当社は、アルプス電気(株)を中心とするアルプスグループの一員として、グループ創業の精神(社訓)をグループ経営の原点と位置付け、アルプスグループ経営規範(グループ経営規定、グループコンプライアンス憲章及びグループ環境憲章)のもとで、当社のコンプライアンスについての基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開します。これを踏まえて、以下のとおり業務の適正を確保するための体制を整備します。

(2) 内部統制システムの整備状況

イ. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の法令及び定款適合性を確保するための体制

- 1) 当社は、法令の趣旨や社会の要請、企業倫理に基づいて公正な経営を目指し、良識と責任ある行動をとるため、コンプライアンスの基本理念と行動指針を宣言するとともに、その具体的内容を明確にした社内規定を定めます。
- 2) 当社は、利害関係のない独立した社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会において経営の方針や重要事項を審議・決定し、また各取締役の職務の執行状況の監督を行うため、当社取締役会規則に決議事項及び報告事項の具体的内容・基準を明確に定めるとともに、このような審議・決定及び監督を行うための能力・資質を有した者が取締役として株主総会で選任されるよう取締役候補者の選定基準を設定します。
- 3) 当社は、取締役会決議の適法性を担保するため、上程される議案の適法性に関する確認制度を整備します。
- 4) 当社は、取締役の職務の執行に関する適法性監査の実効性を確保するため、当該監査を行うための能力・資質を有した者が監査役として株主総会で選任されるよう監査役候補者の選定基準を設定します。
- 5) 当社は、健全な企業風土を醸成するため、役員及び従業員に対してコンプライアンス教育を実施します。
- 6) 当社は、CSR委員会を組織し、企業倫理・社会規範を遵守した行動、及び企業ビジョン等に適った行動の推進を行います。
- 7) 当社は、子会社の取締役及び従業員の法令及び定款適合性を確保するための体制として、当社子会社の経営に関する指導・管理を行う制度を整備します。また、当社は、子会社の状況等に応じてコンプライアンスに関する体制の構築とその活動を支援します。

ロ. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理並びに当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- 1) 当社は、取締役会の意思決定に至る過程及び意思決定に基づく執行に関する情報の取扱いを明確にした社内規定を定めます。
- 2) 当社は、各部門が保管する情報・保存方法・閲覧の権限等を社内規定に定め、情報の保存等に関する環境を整備します。
- 3) 当社は、当社子会社の取締役等の職務の執行に関する当社への報告に関し、各社の役割・機能等を踏まえた報告制度を整備します。

ハ. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- 1) 当社は、グループ全体のリスクの統括的管理及び情報の共有化を図るため、リスク管理に関する社内規定を定め、種々のリスクに関する管理・報告の体制を整備します。
- 2) 当社は、当社子会社に関連する一定のリスクについて当社への事前協議及び報告体制を整備します。また、当社のリスク管理に関する規定に準拠して各社で体制を整備させるとともに、その状況に応じて必要な支援を行います。

ニ. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、機能別にそれぞれ担当取締役を設置して執行責任の所在を明確にするとともに、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築します。
- 2) 当社は、取締役会において中期事業計画及び事業予算を審議・決定し、各取締役は、その計画に定める目標達成のため行動するとともに、進捗状況を取締役会において報告します。
- 3) 当社は、当社グループ全体の基本方針・戦略に基づいて、子会社の運営管理上の区分を定め、これらを踏まえた効率的な業務執行を確保するための体制を構築します。また、各社の状況等に応じて経営・業務の指導及び業績の管理を行う制度を整備します。

ホ. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するためのその他の体制

- 1) 当社は、当社グループのコンプライアンスに関する基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開し、当社グループにおける共通の価値観としてこれを共有します。
- 2) 当社は、当社グループ内における取引、またアルプスグループ各社と当社グループの取引の価格について、適正な基準を設定します。
- 3) 当社は、企業倫理や社内規定及び法令に係る違反の防止、早期発見及びその是正を図るため、当社及び当社子会社において内部通報制度(倫理ホットライン)(以下、「倫理ホットライン」という)を設置し、通報窓口を定期的に周知します。
- 4) 当社の内部監査部門は、当社及び当社子会社の経営・事業に係る活動全般について監査を行い、当該内部監査の結果を代表取締役並びに監査役会及び会計監査人に報告します。
- 5) 当社の監査役は、当社子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けます。

ヘ. 監査役を補助する使用人に関する事項

当社は、監査役を補助する部署を設け、専任のスタッフ(以下、「監査役補助スタッフ」という)を配置します。

ト. 当社の監査役補助者の取締役からの独立性及び当該補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役補助スタッフは、他の職務を兼任せず、専ら当社監査役の指揮命令に従うものとします。
- 2) 当社は、常勤監査役の同意の下において監査役補助スタッフの人事異動及び人事考課を実施します。

チ. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制

- 1) 当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、取締役による監査役への報告体制を整備します。
- 2) 当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて、直接又は間接的に監査役に報告できる体制を整備します。

リ. 当社子会社の取締役、監査役、使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- 1) 当社は、当社子会社で発生した重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、当該子会社の取締役・監査役が直接、又は当社の担当取締役等を通して当社の監査役に報告できる体制を整備します。
- 2) 当社は、当社子会社の従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて直接又は間接的に当社の監査役に報告できる体制を整備します。

ヌ. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員等が監査役に対して報告・通報をしたことを理由とした不利益な取扱いを禁止することを社内規定に定めます。

ル. 当社の監査役を補助する使用人の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について

- 1) 当社は、監査役を補助する使用人の職務の執行に関する費用について、監査役会で作成した監査計画に基づいた適切な額の予算を確保し、実際に支出する費用を前払又は償還します。
- 2) 当社は、監査役が緊急又は臨時に支出する費用について、監査役からの請求に基づいて前払又は償還します。

ヲ. その他監査役を補助する使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、取締役会や予算審議会等の重要な社内会議に出席できるなど、取締役や幹部従業員と定期、及び随時に会合を行えることとします。
- 2) 監査役は、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携を図るようするために、定期、及び随時に会合を行えることとします。
- 3) 監査役は、監査の実施上必要な場合には、外部の専門家を使用できることとします。

ワ. 財務報告の適正を確保するための体制

当社は内部統制の整備・運用状況について業務の自己点検を行い、内部統制部会による評価を通じて確認したうえで、財務報告の信頼性に係る内部統制の有効性について内部統制報告書に開示しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらにそれらからの要求を断固拒否する方針を堅持します。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

・適時開示体制の概要

(1) 開示担当組織の整備状況

- (a) 適時開示における情報取扱責任者を管理担当取締役とし、適時開示規則への照会は東京事務所が担当しています。
- (b) 子会社を含め社内外で発生した会社情報は、いわき事業所における各部門が情報の所轄部門より事実の収集と共有化を図っています。
- (c) 決算に関する会社情報は、経理部より四半期毎の決算の経過と確定について取締役会に報告されています。

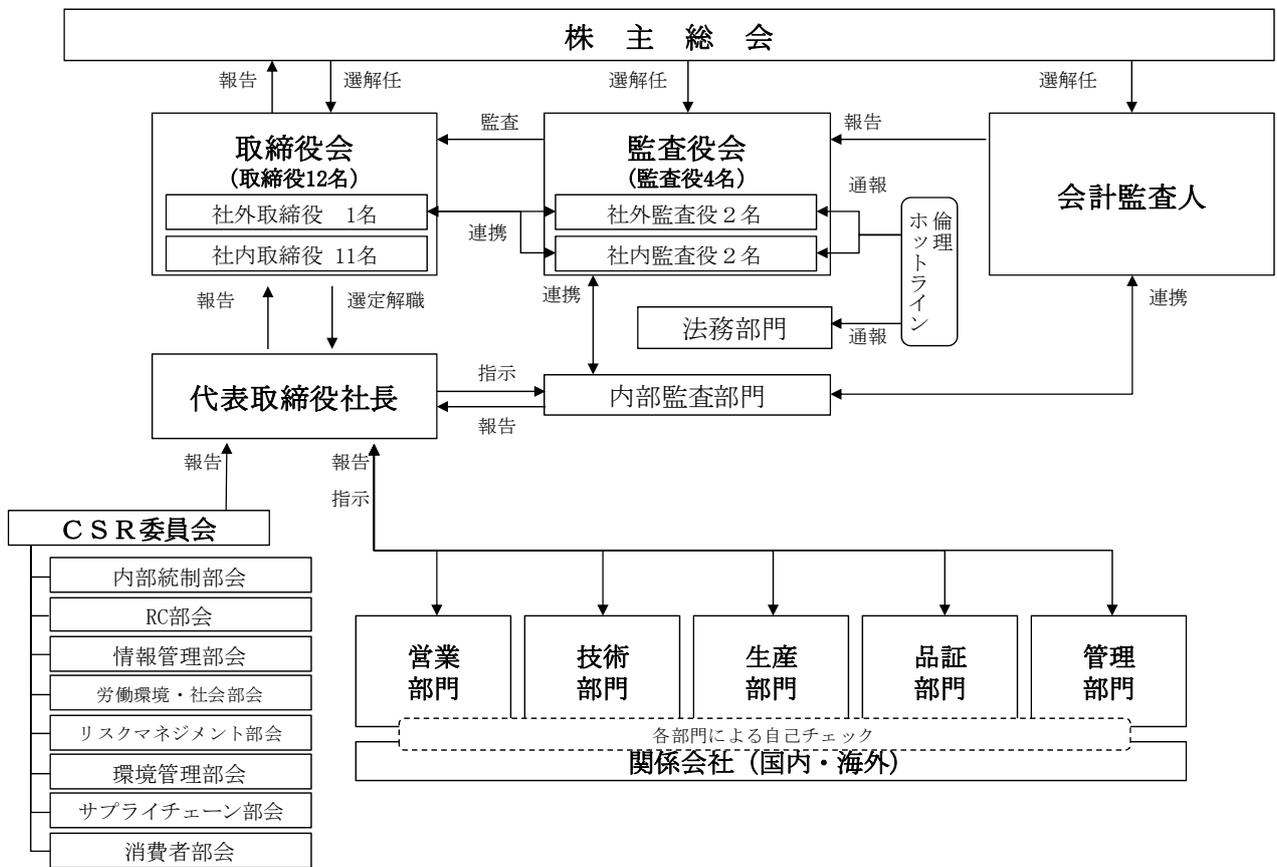
(2) 適時開示手続きの整備状況

- (a) 取締役会において審議される会社情報は、管理担当取締役がその重要性を判断し、適時開示規則に準じて開示しています。
- (b) 社内外で発生した会社情報は、管理担当取締役及び情報発生元の取締役(若しくは責任者)による協議の下、その重要性を判断し、適時開示規則に準じて開示します。
- (c) 決算情報は、経理部門が取締役会への報告或いは代表取締役への確認を経て、当該情報を東京事務所と共有しながら、適時開示規則に準じて開示しています。なお、これらの会社情報は、外部への公表と同時に、全ての取締役、監査役及び連結対象会社の責任者等へ電子メールにより報告されており、かつ当社ホームページでも速やかに公開すべく対応しています。

(3) 適時開示体制を対象としたモニタリングの整備

当社は、監査役制度を採用しており、監査役は取締役会に出席するとともに、内外関係会社も含めた監査を実施しています。また、内部監査室を設置し、業務の妥当性と効率性の観点から内部監査を実施して、その結果を取締役会に報告するとともに、同組織内に内部統制機能を置き、内部統制の充実に努めています。

【コーポレート・ガバナンス体制図】



【適時開示に係る社内体制】

← (情報の流れ)

